附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に行われているこの省令による改正前のそれぞれの省令（以下「旧省令」という。）に規定する様式による申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）は、この省令による改正後のそれぞれの省令（以下「新省令」という。）に規定する相当様式による申請等の行為とみなす。

第三条　旧省令に規定する様式の書面は、この省令の施行後においても当分の間、新省令に規定する相当様式の書面とみなす。

第四条　この省令の施行前に、旧省令の規定により作成された文書の効力については、なお従前の例による。

○法務省令第五十九号

少年院法（平成二十六年法律第五十八号）を実施するため、少年院法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十八日

法務大臣　上川　陽子

少年院法施行規則の一部を改正する省令

少年院法施行規則（平成二十七年法務省令第三十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
第七十八条　削除	**第七十八条**　法第百二十条又は第百二十一条第一項の書面（次条において「申出書」という。）には、救済の申出をする者が指印し、又は押印しなければならない。
（不備の補正）	（不備の補正）
第七十九条　法務大臣は、法第百二十条又は第百二十一条第一項の書面の記載事項に不備があると認めるときは、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。	**第七十九条**　法務大臣は、申出書の記載事項に不備があると認めるときは、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。
備考　表中の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○法務省令第六十号

少年鑑別所法（平成二十六年法律第五十九号）を実施するため、少年鑑別所法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十八日

法務大臣　上川　陽子

少年鑑別所法施行規則の一部を改正する省令

少年鑑別所法施行規則（平成二十七年法務省令第三十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
第六十二条　削除	**第六十二条**　法第百九条又は第百十条第一項の書面（次条において「申出書」という。）には、救済の申出をする者が指印し、又は押印しなければならない。
（不備の補正）	（不備の補正）
第六十三条　法務大臣は、法第百九条又は第百十条第一項の書面の記載事項に不備があると認めるときは、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。	**第六十三条**　法務大臣は、申出書の記載事項に不備があると認めるときは、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。
備考　表中の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。